「いじめを許さないまち八王子」
いじめ対応ハンドブック

＜目　次＞

Ⅰ　いじめの理解　　・・・・・・・・・・　1

1 いじめとは

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

3 学校の主な取組

Ⅱ　いじめの未然防止　・・・・・・・・　3

1　児童・生徒が安心して生活できる学級・学校風土の創出

2「いじめ防止に関する授業」の実施

3 ふれあい（いじめ防止強化）月間（6月・11月）の取組

4「いじめに関する研修」の実施

Ⅲ　いじめの早期発見　・・・・・・・・　5

1 早期発見のための手だて

2 早期発見に向けた、学校での取組

Ⅳ　いじめの対応・重大事態　・・・　7

1 いじめの「認知」「対応」「解消」までの流れと判断基準

2 いじめ対応の基本的な流れ【事案発生時（疑いも含む）】

3 学校いじめ対策委員会での対応

4 学校いじめ対策委員会でのケースごとの対応

5 市教委への報告時期

6 いじめ対応　全体フロー図（学校・市教委及び関係機関との連携）

7 いじめの重大事態　フロー図（学校・市教委及び関係機関との連携）

8 各種様式の記入方法

令和7年3月
八王子市教育委員会

Ⅰ　いじめの理解

いじめの防止等は、全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題です。
いじめをなくすため、まずは日頃から、個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い児童・生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図り、児童・生徒が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要です。
また、いじめを含め、児童・生徒の様々な問題行動等への対応については、早期発見・早期対応を旨とした対応の充実を図る必要があり、関係機関と連携しつつ、問題を抱える児童・生徒一人ひとりに応じた指導・支援を、積極的に進めていく必要があります。
以上を踏まえつつ、特にいじめ問題への対応については、いじめ問題に関する基本的認識に基づき、いじめの防止等の取組を推進することが求められます。

1 いじめとは

【いじめ防止対策推進法（第2条）】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と**一定の人的関係**にある他の児童等が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※いじめか否かは、行為の悪質性ではなく、「心身の苦痛を感じている」か否かで決せられるため、児童・生徒間の関係性に留意することが必要です。
※「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行ってください。

Aさんが乱暴なことを言っていることでBさんが傷ついていれば、それは「いじめ」なのです。

「一定の人的関係」とは
学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒と何らかの人的関係を指します。

※物を隠されたり、上履きに画鋲を入れられたり、悪口を書いたメモを机の上に置かれたりしたが誰がやったか分からない場合、行為者が不明であれば「一定の人的関係」の要件が満たされるとは言えませんが、実際に学校ではいじめとして対応します。

「物理的な影響」とは
身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。



◆具体例◆
・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
・仲間はずれ、集団による無視をされる
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
・金品をたかられる
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる　等

※好意から行った行為が意図せずに相手側の児童・生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたがすぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においても、法が定義するいじめに該当するため、学校いじめ対策委員会で情報共有することは必要です。

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめから一人でも多くの子どもを救うために、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚して取り組むことが重要です。

(1)いじめの防止

いじめは、**どの子どもにも、どの学校でも起こりうる**ことを踏まえ、より根本的ないじめ問題への取組として、**全ての児童・生徒を対象としたいじめの未然防止**の観点が重要です。

(2)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、**児童・生徒のささいな変化に気付く力を高めること**が必要です。

(3)いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童・生徒に対して事情を確認し適切に指導する等、**組織的な対応を行うこと**が必要です。

(4)地域や家庭との連携について

社会全体で児童・生徒を見守り、健やかな成長を促すため、**学校関係者と地域、家庭との連携**が必要です。

(5)関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、**関係機関との適切な連携**が必要であり、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、**情報共有体制を構築しておくこと**が必要です。

3 学校の主な取組

＜学校いじめ防止基本方針の策定とその周知＞

○自校の実態を踏まえて、いじめ防止のための対策について具体的に示した「学校いじめ防止基本方針」を策定する。
○年度当初の職員会議や研修において、所属職員が内容を共通理解するための機会を設けるとともに、全ての教職員が、保護者等に対して、分かりやすい言葉で、「基本方針」の概要を説明できるようにする。
○「基本方針」に示された取組が、全ての教職員により例外なく実践されるよう、一人ひとりの取組状況に関する定期的な点検と啓発を行う。
○「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載するとともに、「学校便り」等を活用して内容を周知する。
○年度ごとに「学校いじめ防止基本方針」を改訂する際に、保護者、地域、関係機関等の意見を反映させるなど、取組の立案に参画できる在り方を工夫する。

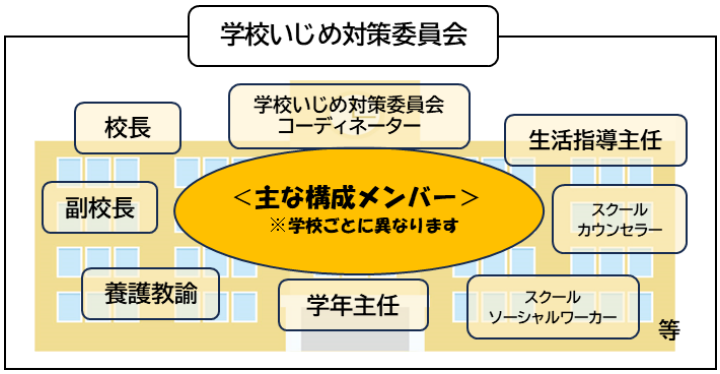
＜学校いじめ対策委員会の設置＞

学校いじめ対策委員会は、いじめか否かの認定、当面の対応方針の確認、校内で把握されているいじめ進行ケースの解決に向けた進行状況確認、当面「見守り」ケースの「解決」の認定、調査事案(教育委員会との共有事案含む)の進行確認など、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担います。

(1)未然防止
いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う役割

(2)早期発見・事案対処
いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いや児童・生徒の問題行動に係る情報収集と記録、共有の役割

(3)学校いじめ防止基本方針に基づく　各種取組
学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割



＜いじめの未然防止の取組＞

児童・生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

Ⅱ　いじめの未然防止

1　児童・生徒が安心して生活できる学校・学級風土の創出

すべての教育活動の中でいじめの予防をしていく必要があります。
安心・安全な学校づくりの中で、いじめられた子どもの痛みを考えられる豊かな心を育てます。

（1）魅力ある授業の実現

いじめが起こりにくい学校・学級にするためには、教職員と児童・生徒との信頼関係に支えられた温かな環境の中で、「学び合いのある授業」を中核として、児童・生徒に人権意識や規範意識を身に付けさせるとともに、豊かな人間関係の中で、自己肯定感を高めたり、自尊感情を育んだりする指導を重視する。

（2）豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導

児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うため、全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

（3）自己肯定感や自尊感情を高める指導（「居場所づくり」と「絆づくり」）

＜居場所づくり＞
学校や学級が、児童・生徒にとって自分が必要とされていると実感でき、自己肯定感をもてる場にするため、教職員は、異年齢交流活動など、一人ひとりの児童・生徒が活躍できる場や機会を意図的に設定する。
＜絆づくり＞
児童・生徒が活躍できる場や機会を通して、児童・生徒同士が、心の結び付きや信頼感を深めるとともに、主体的な学び合いを進め、自尊感情を高めることができるようにする。

（4）よりよい社会を築こうとする意識や態度を育む指導

特別活動をはじめとした全教育活動を通して、児童・生徒が、学校・学級や地域・社会の形成者として、よりよい生活をつくろうとしたり、答えが一つではない課題や想定外の事態に対し、多様な他者と協働して解決しようとしたりする態度を育成する。

（5）児童・生徒と教職員の信頼関係の構築

児童・生徒が、いじめを受けたりいじめが行われているのを見たり聞いたりしたときに、躊躇なく教職員に相談したり報告したりできるようにする。

2「いじめ防止に関する授業」の実施

・全学級で「いじめに関する授業」を意図的・計画的に年間を通じて、年間3回以上実施する。
・「法教育プログラム」等を活用し、弁護士や人権擁護委員を講師として招き、「いじめ予防授業」を実施する。

「いじめに関する授業」とは…

①全ての児童・生徒に対して、いじめは絶対に許されない行為であることを指導する。

②児童・生徒が話合いを通じて、いじめについて主体的に考える活動を行う。

③どのような行為がいじめに該当するか、どのような点に気を付けたらよいかを指導する。



＜専門家と連携した授業＞

【弁護士によるいじめ予防授業】



「法教育プログラム」等を活用し、弁護士や人権擁護委員を講師として招いて「いじめ予防授業」を実施する。

【メディアリテラシー教育】
（小6、中2及び義8学年対象）
※義：義務教育学校



情報機器会社によるメディアリテラシー教育を全市立小・中・義務教育学校で実施する。

【いじめ防止プログラム・ソーシャルスキルトレーニングの実施】
（中学校第1学年及び義務教育学校第7学年対象）
外部団体による実践的なアンガーマネジメントに関するプログラムを実施する。

【SOSの出し方に関する教育】
「不安や悩みがあるときは、できるだけ早期に身近にいる信頼できる大人に相談すること」などについて学ぶ授業を、各学校のいずれかの学年で年間1単位時間以上実施する。

3　ふれあい（いじめ防止強化）月間（6月・11月）の取組

学校のいじめ防止等の充実に向け、東京都が毎年6月、11月に実施している「ふれあい（いじめ防止強化）月間」の機会等を活用し、「学校のいじめ防止等の取組状況」を振り返り、具体的な改善に取り組みます。

教職員による振り返り（個人）

＜ステップ1＞
東京都教育委員会のいじめ防止対策を18の項目に整理したチェックリストを活用し、教員個人での振り返りを行う。

学校いじめ対策委員会による振り返り（学校）

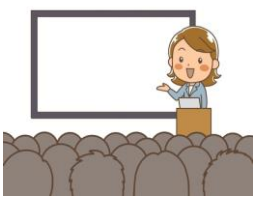
＜ステップ2＞
チェックリストの集計結果を基に、学校いじめ対策委員会で自校の現状や課題を把握し、重点課題や改善策を検討する。

学校のいじめ防止等の取組改善

＜ステップ3＞
「学校いじめ防止基本方針」の改訂など、いじめ防止等の取組の充実に向けた、具体的な改善に取り組む。

4　「いじめに関する研修」の実施

＜学校いじめ対策委員会コーディネーター研修＞





いじめ対応の核となる人材育成

リーダーの育成

・学校のいじめ対応の核となる学校いじめ対策委員会コーディネーターを対象にした研修を実施します。

＜校内研修＞





組織的ないじめ対応に向けた教員間の共通理解

・いじめに関する校内研修を年間3回以上実施する。（うち、1回はいじめの重大事態を扱う）
・年度当初の1回目の研修においては、「学校いじめ防止基本方針」の内容を全教職員で共通理解する。

＜新転任教諭対象の研修＞





八王子市のいじめ対策の理解促進

・市立小・中・義務教育学校に配属された教員を対象に、本市のいじめ防止への取組の理解を図るオンデマンド研修を実施します。　※対象以外の全ての教員が視聴することができます。

Ⅲ　いじめの早期発見・早期対応

1　早期発見のための手だて

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識することが大切です。

たとえ、ささいな兆候であっても、「いじめではないか」との疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが重要です。

(1)学級担任等による日常的な児童・生徒への声掛けと様子の観察

児童・生徒にとって最も身近な教職員である学級担任等が日頃のコミュニケーションや観察等を通して、児童・生徒の様子の小さな変化に気付くことができるよう、日常からの児童・生徒との関わりを深め、いじめの発見につながる鋭敏な感覚を養う。

(2)全教職員の輪番による挨拶、 校内巡回等による計画的な観察

学校全体で、いじめの早期発見を目ざすとともに、児童・生徒が、教職員全員で自分たちを見守っていることを実感できるようにするため、教職員が輪番制などにより、校門や玄関で、登下校時に児童・生徒への挨拶を行い、児童・生徒の様子をきめ細かに観察する。

また、休み時間の巡回当番表等を作成し、教職員が、毎日校舎内外を巡回し、いじめ等の行為が行われていないかを確認したり、児童・生徒に声掛けをしたりする。

(3)一人ひとりの教職員の気付きを「学校いじめ対策委員会」につなげる仕組みの構築

一人ひとりの教職員は、自分が担当する学級・学年等にかかわらず、児童・生徒の様子で気になることを見聞きしたら、どんな小さな事例でもその日のうちに「学校いじめ対策委員会」に報告する。

(4)児童・生徒に関する情報の引継ぎ、共有の徹底

上記(3)により確認された児童・生徒の気になる様子について、いじめの行為の有無にかかわらず、教職員間で、円滑に情報を共有できるようにするため、適切な方法で記録する。保管された記録から、次の対応を検討したり、保護者等に対して、正確に対応経過等を伝えたりできるようにする。

(5)スクールカウンセラーによる全員面接 （小学校第5学年、中学校第1学年及び義務教育学校第7学年対象）

児童・生徒が躊躇することなく、スクールカウンセラーに相談できる環境を作るため、いじめの認知件数が増加する傾向にある小学校第5学年、中学校第1学年及び義務教育学校第7学年を対象に、年度当初にスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。

教職員は、全員面接の事前や事後の指導を通して、児童・生徒が、いじめを含め悩みや不安がある場合に、いつでも「スクールカウンセラーに相談しよう」と思えるよう、意識の啓発を図る。

チェックシートの効果的な活用！



いじめ発見のチェックシート

1　表情・態度

- □ 笑顔が無く沈んでいる。
- □ 視線をそらし、合わそうとしない。
- □ 表情がさえず、ふさぎ込んで元気がない。
- □ 感情の起伏が激しい。
- □ ぼんやりとしていることが多い。
- □ わざとらしくはしゃいでいる。
- □ 周りの様子を気にし、おずおずとしている。
- □ いつも一人ぼっちである。

2　身体・服装

- □ 体に原因が不明の傷などがある。
- □ 顔色が悪く、活気がない。
- □ 寝不足等で眠たがっている。
- □ シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている。
- □ けがの原因を曖昧にする。
- □ 登校時に、体の不調を訴える。
- □ ボタンが取れていたり、ポケットが壊けたりしている。
- □ 服に靴の跡が付いている。

3　持ち物・金銭

- □ かばんや筆箱等が隠される。
- □ 机や椅子が傷付けられたり、落書きされていたりする。
- □ 靴や上履きが隠されたり、いたずらされたりする。
- □ ノートや教科書に落書きがある。
- □ 作品や掲示物にいたずらされる。
- □ 必要以上のお金を持っている。

4　言葉・行動

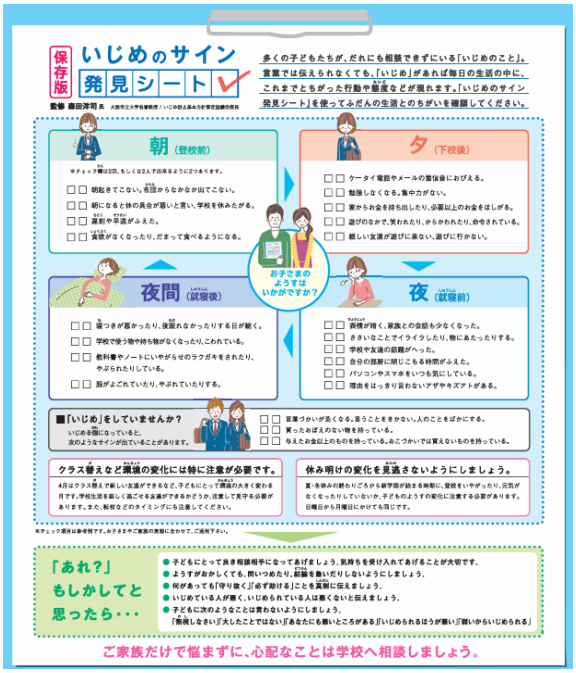
- □ 他の子供から言葉掛けを全くされていない。
- □ 登校を渋ったり、忘れ物が急に多くなったりする。
- □ 職員室や保健室の付近でろろうろしている。
- □ すぐに保健室に行きたがる。
- □ 不安げに携帯電話をいじったり、メールの着信や掲示板をチェックしたりしている。
- □ いつもぼつんと一人でいたり、泣いていたりする。
- □ 教室にいつも遅れて入ってくる。
- □ いつも人の嫌がる仕事をしている。
- □ 家から金品を持ち出す。

5　遊び・友人関係

- □ いつも遊びの中に入れない。
- □ 笑われたり冷やかされたりする。
- □ 特定のグループと常に行動を共にする。
- □ よくけんかが起こる。
- □ 付き合う友達が急に変わったり、教師が友達のことを聞くと嫌がる。
- □ 他の人の持ち物を持たせられたり、使い走りをさせられたりする。
- □ 友達から不快に思う呼び方をされている。
- □ グループで行う作業の仲間に入れてもらえない。
- □ 遊びの中で常に嫌な役割を担わされている。

6　教師との関係

- □ 教師と目線を合わせなくなる。
- □ 教師と関わろうとしない、避けようとする。
- □ 教師との会話を避けるようになる。



2　早期発見に向けた、学校での取組

＜児童・生徒の健全育成に関わる調査の実施＞

・いじめに関するアンケート実施（年3回以上）
→ **【いじめ事案の把握】**

・相談できる大人がいるか確かめる調査（年3回）
→ **【相談窓口の構築】**

・気になる児童・生徒の状況把握（通年）
→ **【継続的な見守り】**

＜「子ども見守りシート」の保護者への周知及び活用＞

・年度当初に全児童・生徒の保護者に配布し、提出を受ける。
・学校ホームページに掲載するなどして、いつでも保護者が提出できるようにする。
・保護者の願いなども共有し、一人ひとりの支援につなぐ。
→ **【保護者からの訴えによるいじめ事案の把握】**

＜保護者・地域への啓発資料の作成及び周知＞

・学校のいじめ防止等の取組を保護者に周知する。
・学校の取組等を整理、体系化し、教職員の理解を深める。
→ **【保護者・地域と連携・協力したいじめ防止等の一層の充実】**

月	主な健全育成に関わる事業
4月	◆問題行動等調査（昨年度）
	○春季休業終了前の気になる児童・生徒の状況把握
	○子ども見守りシート・保護者、地域向けリーフレットの周知
5月	○学校いじめ防止基本方針の学校ホームページへのアップ
	○体罰防止の基本方針の学校ホームページへのアップ
	○楽しい学校生活を送るためのアンケート（Q－U）
6月	▲ふれあい月間（いじめ）
	○「八王子市いのちの大切さを共に考える日」の取組
	○児童・生徒の健全育成に関する調査 ・児童・生徒を対象にしたいじめに関する意識調査 ・相談できる大人がいない児童・生徒の状況把握 ・いじめの認知件数等報告
8月	○夏季休業中・修了の気になる児童・生徒の状況把握
10月	○楽しい学校生活を送るためのアンケート（Q－U）
11月	▲ふれあい月間（いじめ・不登校）
	○児童・生徒の健全育成に関する調査 ・児童・生徒を対象にしたいじめに関する意識調査 ・相談できる大人がいない児童・生徒の状況把握 ・いじめの認知件数等報告
1月	○冬季休業終了前の気になる児童・生徒の状況把握
2月	○児童・生徒の健全育成に関する調査 ・児童・生徒を対象にしたいじめに関する意識調査 ・相談できる大人がいない児童・生徒の状況把握 ・いじめの認知件数等報告
	○いじめ防止等の取組における全てのアンケート結果の管理状況の調査
3月	◆問題行動等調査（本年度）

○市の事業　▲都の事業　◆国の事業

※表は令和６年度のものであり、内容・時期等は年度によって見直しの可能性があります。

毎週1回の「いじめ対応のための時間」の活用！！

週時程に1コマ「いじめ対応のための時間」を確保し、情報共有等を行う。
個人面談を実施するなど、児童・生徒一人ひとりと直接関わる機会を設定する。

（例）

	月	火	水	木	金
1	1	7	12	17	23
2	2	8	13	18	24
3	3	9	14	19	25
4	4	10	15	20	26
5	5	11	16	21	27
6	6	★		22	

＜いじめ対応のための時間＞
週に1回、いじめ対応のための時間として、全校が設定している
※設定する曜日等は、学校ごとに異なる。

＜学校いじめ対策委員会の実施＞
いじめの認知や対応を検討する



＜教員間の情報共有＞
児童・生徒の状況等を共有する



＜児童・生徒との面談＞
児童・生徒と直接関わり、
児童・生徒の状況を把握する



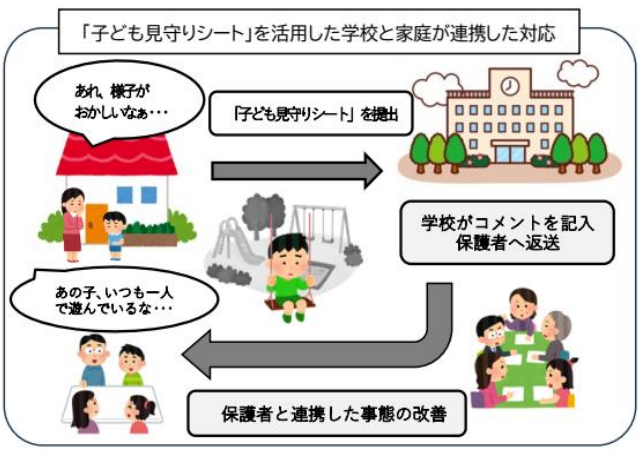
＜被害児童・生徒の不安解消＞
心身の苦痛の程度に応じて、安心して
学校に通えるよう支援する

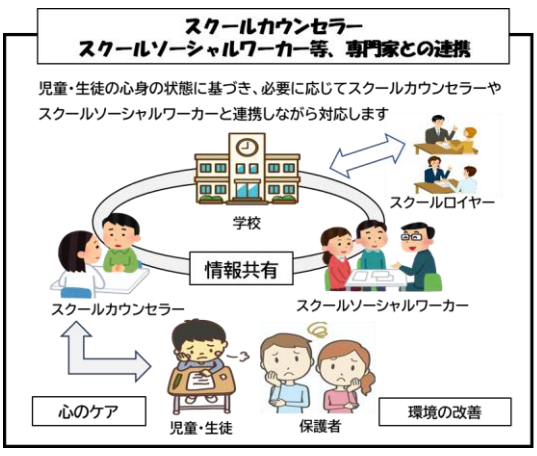


＜加害児童・生徒への指導＞
いじめに該当することを理解させ、
同様の行為を行わないよう指導する



**いじめ対応のための時間を有効に使い、
児童・生徒一人ひとりと信頼関係を構築し、
相談や指導につなげます！**







Ⅳ　いじめの対応・重大事態

1　いじめの「認知」「対応」「解消」までの流れと判断基準

児童・生徒から、いじめの相談を受けた教員が誰であっても、全てのケースで同様の対応をとれるようにするため、平時のうちから、個々の教員がいじめ（の疑いを含む）に係る情報の報告・相談を受けた際の対応方法（情報共有の順序等）を事前に決定しておき、その内容を当該学校に所属している全教員において共有しておくことが重要です。

※本資料の「法」とは、いじめ防止対策推進法のことである

事実を把握した教職員の対応（法 23 条）

いじめがあると思われる事実の把握

把握した教職員が
『いじめの事実一覧』に必要事項を記入

必要事項：①被害児童・生徒氏名
②いじめの疑いの把握
③加害児童・生徒氏名
④事案の概要
⑤子ども見守りシートの受領
⑥重大事態の申し立て
⑦記入者
⑧記入日

『報告1』
当該教員→学年主任

『報告2』
学年主任→コーディネーター

［いじめの定義］

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【法２条】

学校いじめ対策委員会での検討（法 22条）

【認知】

※学校いじめ対策委員会で
いじめを認知する。

『いじめの事実一覧』へ記入
※記入をもって、教育委員会への報告となる。（法 23 条第2項）

①『いじめの有無を確認するための調査』欄へ記入

②『今後の対応』欄へ記入
※今後の対応を検討し、「継続的な対応」または「見守りによる対応」を決定する。

③『初期対応策についての説明』欄へ記入
※保護者への説明者を決定し、事案及び今後の対応を報告する。

④『市教委への相談及び認知等報告書』欄へ記入

【認知しない】

『いじめの一覧（いじめの有無を確認するための調査）』欄へ記入
※認知しない理由を『いじめの事実一覧（事案の概要）』へ記入
【認知しないと考えられる理由例】
・虚偽による訴え　・誤解　など

【対応】

※定例の学校いじめ対策委員会で対応経過を報告・協議する。

見守りによる対応

継続的な対応①
（学校対応の範囲内）

継続的な対応②
（市教委と連携が必要）

※事前に、教育指導課に電話にて相談

「認知等報告書」の提出

【提出の判断基準】

①［重大事態として扱う可能性のある事案］

ア. 児童・生徒が自殺を企図した場合
・軽傷で済んだものの、自殺を企図した

イ. 心身に重大な被害を負った場合
・リストカットなどの自傷行為を行った
・暴行を受け、骨折した
・投げ飛ばされ脳震盪となった
・殴られて歯が折れた
・カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった
・心的外傷後ストレス障害と診断された
・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く
・多くの児童・生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた
・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された

ウ. 金品等に重大な被害を被った場合
・複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した
・スマートフォンを水に浸けられ壊された

エ. いじめにより転学等を余儀なくされた場合
・欠席が続き当該校へは復帰ができないと判断し、転学した

②［いじめを起因とした欠席］
いじめの事案が発生した日からの欠席日数が7日に至った時点で市教委へ相談し、提出する。
※個票システムにも必ず入力し、欠席の要因のいじめにも「○」を入力する。

③本人や保護者からの申し出等により、対応が困難になっているケース

事案や対応の深刻化

【解消】

※学校いじめ対策委員会で
解消判断を行う。

『いじめの事実一覧』へ記入
※記入をもって、教育委員会への報告となる。（法23条第2項）

⑤『面談等結果』欄へ記入

⑥『対策委員会における対応終了判断』欄へ記入

［いじめの解消の定義］

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。①被害児童・生徒に対するいじめに係る行為が止んでから少なくとも３ヶ月が経過しており、かつ②被害児童・生徒本人及びその保護者との面談等により、被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことについて確認できていること。
【国基本方針　第２・３・（４）iii】

重大事態の対応へ移行

いじめの相談を受けるなどいじめの疑いを把握した教員がいじめに係る情報を抱え込み、対策委員会に報告を行わないことは、法23条1項の規定に違反し得ることとなります（国基本方針 第2・3・(4)・iii参照）

2　いじめ対応の基本的な流れ【事案発生時（疑いも含む）】

いじめがあると思われる事実の発生

＜正確な実態把握＞
当事者双方（被害児童・生徒、加害児童・生徒）や周囲にいた児童・生徒等からの聞き取り
※聞き取りは、必ず複数名で行うこと！

＜事案発生の報告＞
対応教員→学年主任、学年の教員
→学校いじめ対策委員会コーディネーター
※例え軽微な事案であっても必ず報告する。

＜保護者への報告＞
保護者に連絡して、詳しく情報を得る。
※保護者対応は複数の教職員であたること！

＜被害児童・生徒等から事情聴取を行う際のポイント＞

○いじめられている児童・生徒にも責任があるというような考え方を示す言動は絶対に避けるようにしましょう。

※「あなたが悪いのではない」ということをはっきりと伝えるなど自尊感情を高めるような聴き取りの仕方を心がけ、被害児童・生徒を徹底して守り通すということを言葉や態度で示すこと。

＜原因を話したがらない被害児童・生徒がいる場合のポイント＞

○当該児童・生徒からの聴き取りにこだわらずに、周囲の児童・生徒や先生方から多角的に情報収集するなど、状況に応じて柔軟に調査を進めるようにしましょう。

※聴き取りを行う側の主観で発言を解釈したり評価したりせず、児童・生徒に自由に話させるようにすること。
そのためには、オープンな質問（二者択一等でなく回答内容が児童・生徒に委ねられるような質問）方法をとることが効果的です。
ただし、必要に応じ、ある行為をしたか否かを具体的に問うといった方法を探ることも検討しましょう。

≪被害側と加害側の話に乖離がある場合の事実認定のポイント≫

○加害を疑われる児童・生徒からの聴き取りは、被害を疑われる児童・生徒の話をベースとして、いじめの事実をイメージした上で行うようにしましょう。

※被害を疑われる児童・生徒と加害を疑われる児童・生徒の説明に乖離があると感じた場合には、具体的にどの部分に乖離があるのかを確定した上で、その部分に関して、以下の点を検討するようにしましょう。
①客観的な物証から何が認定できるか
②第三者の話から何が認定できるか
③被害を疑われる児童・生徒と加害を疑われる児童・生徒のそれぞれの説明に不自然な点はあるか、それはどのような点か（些末な部分なのか、事実関係の重大な点なのか）
①～③を総合勘案した上で、どのような事実認定ができるかを検討しましょう。

≪部分的に信用性判断がわかれた場合のいじめの事実の有無に関する判断≫

○ケースによってはこの部分は被害を疑われる児童・生徒の話が信用できるけれども、この部分については加害を疑われる児童・生徒の話が信用できるというように、部分的に信用性についての判断がわかれる場合もあります。

※そのような場合には、被害を疑われる児童・生徒の話に一部事実でない部分があることを前提にしてもなお、いじめがあったと判断できるかを検討し、一定の結論を出すようにしましょう。

3　学校いじめ対策委員会での対応

＜学校いじめ対策委員会での主な検討事項＞

① 今後の対応方針の検討

→いじめが止んでいると判断:「見守り対応」の開始　※ 解消判断の前提となる面談等予定日を3か月後に設定

→いじめが止んでいないと判断:「継続対応」の開始　※ 具体的な指導・支援方針等を検討・決定

② 保護者らへの説明担当者を決定

※ 説明担当者から、保護者に対して、子ども見守りシートの提出を促す必要があるか（現時点で保護者から子ども見守りシートの提出を受けているか）を併せて確認する。

③ 重大事態該当性判断

※ 該当性の判断を予定している場合は、学校いじめ対策委員会の開催前に管理職から指導主事に電話で相談する。

→該当すると判断した場合:【重大事態発生報告書】【認知等報告書】を作成し、【子ども見守りシートの写し】を市教委に提出

→該当するか判断に迷う場合:指導主事に電話で相談

→該当しないと判断した場合:「見守り対応」または「継続対応」

④市教委への相談

※ いじめを原因とした欠席が疑われる場合には、欠席日数が1日でも指導主事に相談する。

→指導主事の派遣等、市教委の支援を要する場合:指導主事に電話で相談

→指導主事の派遣等、市教委の支援を要しない場合:「見守り対応」または「継続対応」

4　学校いじめ対策委員会でのケースごとの対応

《継続対応中のケースの場合》

※本人が心身の苦痛を感じなくなるまでの間、支援・指導等を実施

〔いじめ対策委員会での対応〕
いじめが止んでいると見立てた場合
→いじめが止んでいるかを当該児童・生徒から確認する担当者を決定

〔担当者の対応〕
当該児童・生徒との面談等により、いじめが止んでいること、いじめが止んだ時期を確認
※対応後は【対応記録】に確認結果を記入する。

〔担当者の対応〕
学校いじめ対策委員会コーディネーターに、当該児童・生徒からの確認結果（いじめが止んだ時期等）を報告

〔いじめ対策委員会での対応〕
・いじめが止んだ時期等（確認結果）を報告
・見守り対応への移行を決定
※当該児童・生徒から確認した、いじめが止んだ時期から３か月後の日付を解消判断の前提となる面談等予定日に設定
※【事実一覧】［今後の対応］に記入（「見守りにより対応する」を選択し、面談等予定日を記入）

《見守り対応中のケースの場合》

〔学校いじめ対策委員会での対応〕
解消判断の前提となる面談等予定日が近日到来することを確認し、面談等担当者を決定

〔担当者の対応〕
当該児童・生徒・保護者との面談等により、以下の対応を行う。
・当該児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことを確認
・今後、学校いじめ対策委員会で解消判断予定であることを説明
・学校として当該児童・生徒をフォローしていくことを説明
・保護者に対して、子ども見守りシートを交付
※【事実一覧】［面談等結果］欄に記入

〔いじめ対策委員会での対応〕
当該児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことを確認した旨を報告
いじめの解消判断を検討
※【事実一覧】［対策委員会における対応終了判断］欄に記入
※【対応記録】作成ケースについては【対応記録】［学校いじめ対策委員会としての解消判断］欄に記入
※認知等報告を提出している場合は、【解消判断報告書】を作成して市教委に提出

5　市教委への報告時期

【いじめ防止対策推進法 第28条第１項第１号】
いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○児童・生徒が自殺を企図した場合
○身体に重大な障害を負った場合
○金品等に重大な被害を被った場合
○精神性の疾患を発症した場合

→ 学校がその事案を認知したとき（当日）

【いじめ防止対策推進法 第28条第１項第２号】
いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○概ね30日程度の欠席
（事案によっては30日を待たずに判断する）

→ 明確な理由がなく、連続で１週間欠席したとき、または連続でないものの欠席人数が７日間になったもの

【いじめの防止等のための基本的な方針】
児童・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

いじめの有無や因果関係とは別に、児童・生徒や保護者の申立てがあったとき

→ 児童・生徒や保護者からの申立てがあり、重大事態の疑いがあると認めるとき（当日）

市　教　委　へ　の　第　一　報

6 いじめ対応 全体フロー図（学校・市教委及び関係機関との連携）

学 校

いじめの疑いがある事案の発生

いじめアンケート / 子ども見守りシート / Q-Uアンケート / 本人からの訴え / 教職員の目撃 / 他の児童・生徒からの訴え / 保護者・地域からの情報 等

【速やかな情報共有】

※ 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

学年主任 / 学級担任 / コーディネーター / 管理職副校長 / 把握した教員 / 管理職校長 / 生活指導主任 / スクールカウンセラー / 養護教諭

※ 速やかに情報共有できる方法を確立しておくことが重要

＜いじめの発見・通報を受けたときの対応＞

・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。

・児童・生徒や保護者から相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。

・いじめられた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保する。

※ 軽微なもの(トラブル)も含め、いじめの事実一覧に入力し、必ず「学校いじめ対策委員会」で対応を検討する！

管理職（校長）

・状況の把握
・初期対応の指示

・学校いじめ対策委員会の開催

【初期対応】

【情報収集・集約】
（学年主任・担任等）
・事実確認 ※複数名で対応
・情報の整理・管理

【指導・支援】
＜被害・加害児童・生徒＞
（学年主任・担任等）
・児童・生徒の安全確保
・いじめ行為の理解
・心理的ケア等

【保護者への連絡】
（学年主任・担任等）
＜連絡内容＞
・認知したいじめの内容
・関係児童・生徒への支援、指導
※被害・加害双方の保護者へ連絡することが望ましい

【学校いじめ対策委員会】
※ 学校いじめ対策組織で情報を共有し、組織的に対応する。

開催方法の検討・決定

緊急性が高い

いじめが「犯罪行為として取り扱われるべきもの」や児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに所轄警察署に通報
※詳細は「いじめの防止と発生した場合の対処Q&A」 P77参照

学校いじめ対策委員会【定例会】

① 新規ケース

※ 軽微なもの(トラブル)も含め、いじめの事実一覧に入力された事案について、協議する。

報告・事実関係の把握
（いじめの認知、重大事態の判断）

対応方針・指導体制 決定

② 継続ケース

対応経過報告
（見守り対応 or 継続対応の判断）
（重大事態の判断）

対応方針・指導体制 協議

学校いじめ対策委員会【臨時】

報告・共通理解

調査方針・分担 決定

調査開始

当該児童・生徒からの聞き取り
（担任、学年主任、コーディネーター等）

いじめアンケート等関連資料の確認
（担任、学年主任、コーディネーター等）

学校いじめ対策委員会【臨時】

報告・事実関係の把握
（いじめの認知、重大事態の判断）

対応方針・指導体制 決定

学校いじめ対策委員会を中心によるいじめ解消に向けた対応

（被害児童・生徒及び保護者に対する支援・助言）
（加害児童・生徒及び保護者に対する支援・指導・助言）

※保護者に対しては、どんなに軽微な事例についても必ず連絡をし、学校としての対応を丁寧に伝えることが望ましい。

学校いじめ対策委員会【定例会】

対応経過報告
（いじめの解消判断）

指導・助言

市教委との連携

※事前に電話にて相談

報告提出

【相談・報告】
事案の詳細
対応方針

【提出】
認定等報告書
子ども見守りシート
重大態発生報告書

【相談・報告】
事案の詳細
対応方針

【提出】
解消報告書

相談通報

各関係機関

警 察

児童相談所

子ども家庭支援センター

東京都教育委員会（多摩教育事務所）

報告 / 支援

八王子市教育委員会

※学校から提出された報告書を基に、以下の手順で市長部局等への報告を実施する。

市教委いじめ対応チーム

重大事態の発生報告

事案の把握と対応方針の協議

※「市教委いじめ対応チーム」とは、教育委員会事務局のいじめ対応機関となります。

教育委員会定例会
重大事態の発生報告
調査主体の審議・承認

いじめ問題対策委員会
重大事態の発生報告
調査主体の審議・承認

※それぞれの会の開催日によって、報告の順番は変わります。

報告提出

八王子市長

重大事態の発生報告

文部科学省（国）

重大事態の発生報告

※文部科学省への報告は、東京都教育委員会（多摩教育事務所）を通じての報告となります。

教育委員会定例会

調査結果の報告・協議

7 いじめの重大事態 フロー図（学校・市教委及び関係機関との連携）

八王子市立学校

「重大事態」判断前

学校いじめ対策委員会
- 報告・共通理解
- 調査方針・分担 決定

↓

調査開始
- 当該児童・生徒からの聞き取り（担任、学年主任、コーディネーター等）
- いじめアンケート等関連資料の確認（担任、学年主任、コーディネーター等）

↓

学校いじめ対策委員会
- 報告・事実関係の把握（いじめの認知、重大事態の判断）
- 対応方針・指導体制 決定

「重大事態」判断後

【学校いじめ対応チーム】
いじめ解消に向けた指導
- 被害児童・生徒及び保護者に対する支援・助言
- 加害児童・生徒及び保護者に対する支援・指導・助言

↓

学校いじめ対策委員会【定例会】
- 対応経過報告（いじめの解消判断）

調査委員会（学校調査）

調査チーム立ち上げ

【構成員について】
・構成員は、調査主体（学校）が判断する
・調査の信頼性を高めるため、第三者を加えた調査組織となることが望ましい
・専門家が調査に加わることも推奨される

↓

調査実施
- 関係児童・生徒及び教職員への聞き取り
- 調査に必要な文書等の収集・整理

↓

調査結果
- いじめの重大事態に係る調査報告書の作成及び提出

※調査結果は、市教委の様式を活用し、調査報告書にまとめる。

重大事態発生報告書 提出

教育委員会

いじめの重大事態に該当する疑いのある事案の発生

法28条第1項第1号事案
「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

法28条第1項第2号事案
「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

↓

いじめ対応チームによる事案の把握と対応方針の協議（調査実施及び調査主体の判断）

【調査主体の判断基準】
ア 法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確になっている
イ アの結果について関係者（関係児童・生徒とその保護者）が納得している

→ **【例外として】** 法第28条に基づく調査せず

【調査主体の判断基準】
①自殺の背景としていじめが疑われる事案
②学校と関係児童・生徒の保護者との関係修復が難しい事案
③大きく報道される等、学校の負担が過大で、学校の教育活動に支障が生じる恐れがある事案

※原則学校主体の調査
①～③いずれにも該当しない場合も「不登校重大事態に係る調査の指針」に則り、対処方針について、教育委員会で決定する

【①～③いずれにも該当しない場合】
調査開始までの迅速性を重視し、原則教育長専決で調査開始を決定する

【①～③いずれかに該当する場合】
非公開の議案として、教育委員会定例会にて報告し、対処方針等について決定する

教育長専決での 法28条調査開始決定

教育委員会での 法28条調査開始決定

教育委員会への報告
（状況により事後対応の場合あり）

学校主体の調査	教育委員会主体の調査	学校主体の調査
【いじめ問題対策委員会】 事務局からの報告 ↓ 調査主体の審議・承認	【いじめ問題対策委員会】 事務局からの報告 ↓ 委員会内に調査部会を設置	【いじめ問題対策委員会】 事務局からの報告 ↓ 調査主体の審議・承認

※学校主体の調査の開始後に、状況の変化等に鑑み、教育委員会主体の調査に移行することがある。

※いじめ問題対策委員会での審議により教育委員会主体で調査すべきとなった場合には、教育委員会を招集し、再度調査主体の協議を行う。

市長への報告
①重大事態発生報告書の写し ②対応経過表 提出

【教育委員会事務局】
調査委員人選資料の作成

教育委員会事務局（指導主事）による被害者側への事前の調査方針の説明

調査チームによる被害者側への事前の調査方針の説明

調査チームによる調査開始

【教育委員会定例会】
調査結果の報告・協議

調査チームから教育委員会へ調査報告書の提出
〔教育長及びいじめ問題対策委員会委員長〕

【いじめ問題対策委員会】
調査結果の報告・協議

調査チームによる被害者側への調査報告書の説明
「所見」の有無の確認・受領

市長への報告
①調査報告書 ②事前の調査方針 ③調査委員人選資料 ④被害者側の「所見」

8 各種様式の記入方法

＜いじめの事実一覧＞

いじめがあると思われる事実を把握したら…

「いじめの事実一覧」の【対策委員会への初回報告までに記入】の必要事項を入力する。
※黄色で塗り潰されたセルに入力することで、塗り潰しが解除されます。全ての黄色のセルが白になれば、入力完了となります。

対策委員会への初回報告までに記入

No	対象児童・生徒 学年	組	氏名	いじめの訴い把握の経緯	把握の端緒	関係児童・生徒（学年・組・氏名・性別）※複数いる場合は列記	事案の概要	子ども見守りシート受領（済／未）	重大事態	入力者
									申立ての有無	
			性別	把握した日		いじめの発生時期		受領日	申立方法	入力日
									申立日	
1				いじめの疑いを把握した経緯は以下のとおりである 【把握の端緒】				ブルダウンから選択	ブルダウンから選択	【説明者】
				ブルダウンから選択					ブルダウンから選択	
				【その他概要】				令和〇年〇月〇日（〇）に受領	令和〇年〇月〇日（〇）に申立てあり	令和〇年〇月〇日（〇）に記入
			ブルダウンから選択	令和〇年〇月〇日（〇）に把握		令和〇年〇月〇日（〇）に発生		※受領していない場合は記載を削除	※申立てがない場合は記載を削除	

〇注意事項〇
・入力は、直接入力とプルダウンからの選択の2種類となります。

・「令和〇年〇月〇日（〇）」は、〇を数字や曜日に変えて入力してください。

・入力すると文字が赤字に変更される場合があります。その場合は、赤字になったセルを削除することで、解除されます。
（例）【子ども見守りシート受領】で、「子ども見守りシートを受領していない」を選択した場合は、【受領日】のセルにある「令和〇年〇月〇日（〇）に受領」の文字が赤字に変更されます。これは、受領日の入力が必要ないというメッセージです。削除することで正しい入力になります。

学校いじめ対策委員会で対応を検討したら…

「いじめの事実一覧」の【対策委員会への初回報告後に随時記入】の必要事項を入力する。
※黄色で塗り潰されたセルに入力することで、塗り潰しが解除されます。全ての黄色のセルが白になれば、入力完了となります。

対策委員会への初回報告後に随時記入

いじめの事実の有無を確認するための調査実施に関する判断	継続対応の要否	初期対応策の本人への説明	初期対応策の保護者への説明	子ども見守りシート返却（済／不要）	市教委への相談（済／不要）	重大事態該当性についての調査実施に関する判断	重大事態発生報告書の提出（有／無）
判 断 日	見守り対応（当初開始／移行）	説明方法	説明方法			判 断 日	重大事態の類型
いじめの事実の有無に関する判断	見守り対応の開始日	説明日	説明日	返 却 日	認知等報告書の提出（済／不要）	重大事態該当性の判断	重大事態発生報告書の提出日
判 断 日	意向確認予定日	説明者	説明者		認知等報告書の提出日	判 断 日	
ブルダウンから選択	ブルダウンから選択	初期対応策に関し、以下のとおり本人に説明した	初期対応策に関し、以下のとおり保護者に説明した	ブルダウンから選択	ブルダウンから選択	ブルダウンから選択	ブルダウンから選択
令和〇年〇月〇日（〇）に開催された対策委員会において、以上のとおり判断した	ブルダウンから選択	ブルダウンから選択	ブルダウンから選択			令和〇年〇月〇日（〇）に開催された対策委員会において、以上のとおり判断した	ブルダウンから選択する
ブルダウンから選択	見守り対応開始日：令和〇年〇月〇日（〇）	令和〇年〇月〇日（〇）に説明した	令和〇年〇月〇日（〇）に説明した	令和〇年〇月〇日（〇）に返却した	ブルダウンから選択	ブルダウンから選択	令和〇年〇月〇日（〇）に提出した
令和〇年〇月〇日（〇） 上記に開催された対策委員会において、以上のとおり判断した	意向確認面談等予定日：令和〇年〇月〇日	【説明者】	【説明者】	※返却不要の場合は記載を削除	令和〇年〇月〇日（〇）	令和〇年〇月〇日（〇）のいじめ対策委員会において以下の重大事態に該当すると判断した	※提出していない場合は記載を削除

学校いじめ対策委員会で解消を検討したら…

原則見守り対応開始後3か月時点で記入

面談等意向確認結果の概要
次回意向確認予定時期
確認者
本人確認日 保護者確認日

対策委員会での対応終判断後に記入

解消に向けた経過観察終了の対象児童・生徒本人及び保護者への確認	対応終了判断
確認日（本人）	対策委員会が対応終了を決定した理由
確認日（保護者）	判 断 日

ブルダウンから選択	解消に向けた経過観察終了の対象児童・生徒本人及び保護者への確認を以下の日程で行った。	対策委員会において、以下の理由により対応を終了する旨決定した
令和〇年〇月〇日頃意向確認を実施する予定※次回意向確認予定がなければ記載を削除	令和〇年〇月〇日（〇）	ブルダウンから選択
	令和〇年〇月〇日（〇）	【その他概要】
令和〇年〇月〇日（〇）	確認者	令和〇年〇月〇日（〇）
令和〇年〇月〇日（〇）		に開催された対策委員会において以上のとおり判断した

「いじめの事実一覧」の【原則見守り対応開始後3か月時点で記入】及び【対策委員会での対応終判断後に記入】の必要事項を入力する。

・学校いじめ対策委員会コーディネーターは、入力状況を確認し、未入力がある場合は、担任に確認を取るなど、進捗状況を確認してください。

・いじめの事案によっては、「認知報告書」や「重大事態発生報告書」を作成するケースがあります。その際は、「いじめの事実一覧」の入力事項を反映して作成することとなります。正確な情報を入力することを心掛けましょう。

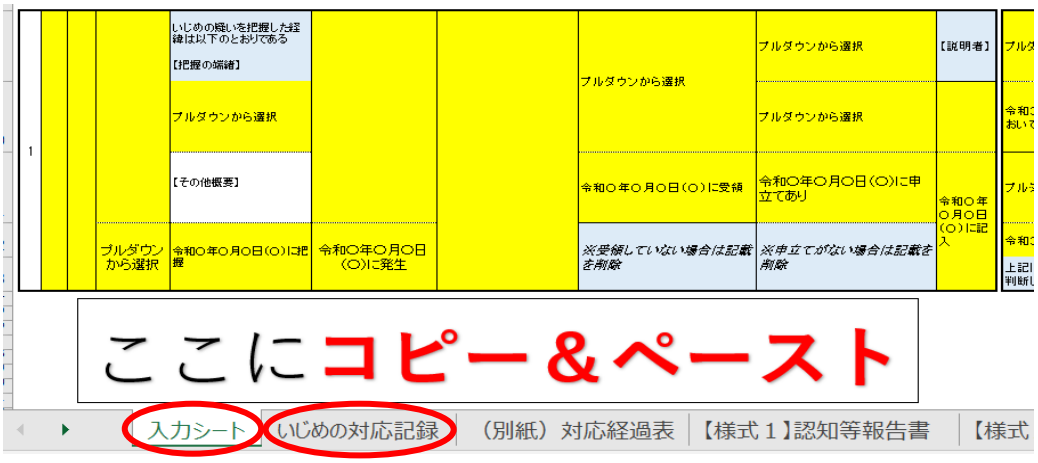
「いじめの事実一覧」は、校内のいじめ事案を集約し、進捗状況を把握するための様式です。
今後、市教委と連携して対応しなければならないケースについては別途、「いじめに関する報告書様式」により、「対応経過表」や「認知等報告書」、「重大事態発生報告書」を提出することが必要となります。

＜いじめに関する報告書様式＞

市教委と連携した対応が必要になったら…

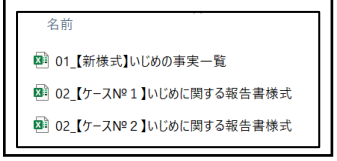
①「入力シート」へのコピー＆ペースト

「いじめに関する報告様式」(Excel ワークシート（.xlsx))」のタブ「入力シート」に、「いじめの事実一覧」の該当児童・生徒の事実一覧ケースをコピーして貼り付ける。
※「いじめの事実一覧」の＜対策委員会への初回報告までに記入＞から＜対策委員会への初回報告後に随時記入＞まで(A列からT列まで)を張り付けることで、【様式1】認知等報告書に必要な情報が反映されます。



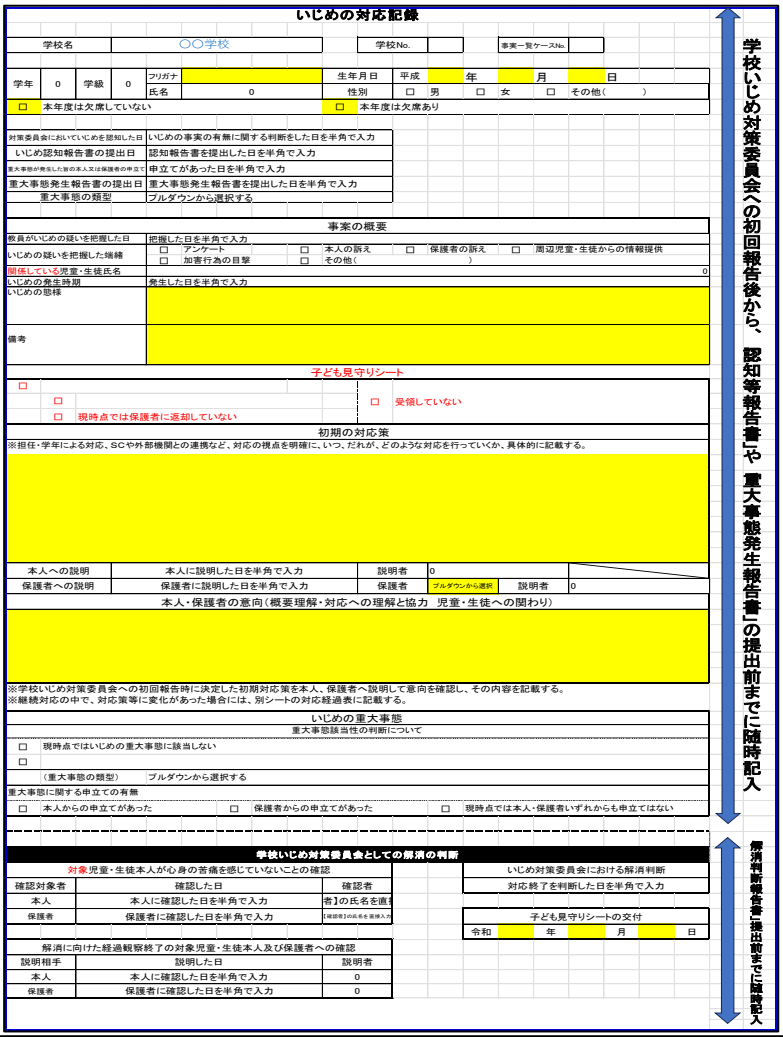
○注意事項○
・貼り付けは、「形式を選択した貼り付け」ではなく、「いじめの事実一覧」をそのまま貼り付けてください。
※値や書式のみの貼り付けの場合、反映ができないことがあります。

・「いじめに関する報告様式」は、ケースごとに作成してください。



②「いじめの対応記録」への入力

「いじめに関する報告様式」(Excel ワークシート（.xlsx))」のタブ「いじめの対応記録」の黄色で塗り潰されたセルに入力することで、塗り潰しが解除され、入力完了となります。
※「入力シート」への貼り付けと、「いじめの対応記録」が完了すると、【様式1】認知等報告書や【様式2】重大事態発生報告書が作成されます。



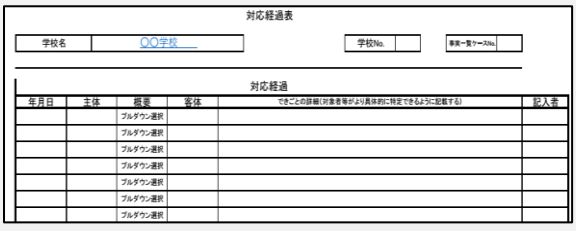
○注意事項○
・黄色で塗り潰されたセル以外の情報は、「入力シート」への貼り付けで、全て反映されています。

・「いじめの対応記録」の入力情報が、【様式1】認知等報告書や【様式2】重大事態発生報告書、【様式3】解消判断報告書に反映されます。

・【様式3】解消判断報告書を作成するためには、「いじめの事実一覧」の＜対策委員会への初回報告までに記入＞から＜対策委員会での対応終判断後に記入＞まで(A列からY列まで)の全てを貼り付ける必要があります。

③「対応経過表」への入力

継続的な対応を要するケースについては、「対応経過表」に対応の様子を入力します。



・「対応経過表」は、【様式1】認知等報告書の提出の際に、別紙として提出する文書となり、重大事態発生の場合は、教育委員や市長への報告に添付される資料にもなります。
・重大事態調査では、「対応経過表」が調査対象となることもあります。そのような場合にも備えて、正確かつ詳細な事実を記録しましょう。

9 参考資料

○いじめ防止対策推進法＝「法」

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=425AC1000000071

○いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定（最終改定 平成29年3月14日））

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_007.pdf

○「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）＝「ネットマニュアル」

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/11/08111701/001.pdf

○いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について（通知）（令和5年2月7日）＝「警察連携通知」

https://www.mext.go.jp/content/20230207-mxt_jidou02-00001302904-001.pdf

○いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂）＝「調査ガイドライン」

https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-000037829_3.pdf

○東京都いじめ防止対策推進基本方針＝「都基本方針」

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kyoiku/houshin

○いじめを許さないまち八王子条例＝「条例」

https://www.city.hachioji.tokyo.jp/tantoumadoguchi/002/001/p021170_d/fil/ijime.pdf

○いじめを許さないまち八王子条例＝「条例」

https://www.city.hachioji.tokyo.jp/tantoumadoguchi/002/001/p021170_d/fil/ijime.pdf

○八王子市教育委員会　いじめの防止等に関する基本的な方針（令和4年2月改訂版）＝「市基本方針」

https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/kyoiku/003/004/0000/p032449_d/fil/kihonnhousinn.pdf

○子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）＝「自殺調査指針」

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2014/09/10/1351863_02.pdf

○NPO法人 CAPセンター・JAPAN　子どもたちに伝えたいこと

http://cap-j.net/save-child/child

○文部科学省　いじめの定義の変遷

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/03/19/1302904_001.pdf

○文部科学省　いじめの認知について

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/124/shiryo/__icsFiles/afieldfile/2016/10/26/1378716_001.pdf

○文部科学省　別添いじめの認知について～先生方一人一人がもう一度確認してください。～

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_005.pdf

○文部科学省　いじめ対策に係る事例集

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/__icsFiles/afieldfile/2018/09/25/1409466_001_1.pdf

○『ネット上のいじめ』から子どもたちを守るために－見直そう！
　ケータイ・ネットの利用のあり方を－子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議まとめ

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/040-2/shiryo/attach/1366995.htm

○八王子市　市立学校文書取扱要領（平成11年7月16日決裁）

https://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisei/001/001/008/024/p009777_d/fil/09-kyoikusomuka.pdf

○いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議（平成25年6月19日　衆議院文部科学委員会）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337280.htm

○「いじめ防止対策法の重大事態の解説（案）」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/116/shiryo/__icsFiles/afieldfile/2016/03/08/1367335_2_1.pdf

○不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年10月25日）の別添2「児童生徒理解・支援シートの作成と活用について」

https://www.mext.go.jp/content/1422155_003.pdf

○子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/__icsFiles/afieldfile/2018/08/13/1408018_001.pdf

○いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議（平成25年6月20日参議院文部科学委員会）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337282.htm

○東京都カスタマー・ハラスメント防止条例（令和7年4月1日施行）

https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00005328.html

○カスタマー・ハラスメントの防止に関する指針（ガイドライン）（令和6年12月19日）

https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/plan/kasuharashishin0612.pdf

＜いじめ対応ハンドブック概要＞

Ⅰ　いじめの理解

○いじめの定義

いじめか否かは、行為の悪質性ではなく、
「心身の苦痛を感じている」か否かで決まります。

いじめ防止対策推進法　第2条
この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○いじめの防止と発生した場合の対処Q＆A
https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/kyoiku/003/004/0000/p032450.html

○学校の主な取組

（1）学校いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止対策推進法　第13条
学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（2）学校いじめ対策委員会の設置

いじめ防止対策推進法　第22条
学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（3）いじめ防止に関する教育や未然防止の取組

ア　児童・生徒が安心して生活できる学級・学校風土の創出
イ　いじめを許さない指導の徹底
ウ　児童・生徒が主体的に行動しようとする意識や態度を育成する取組の推進

Ⅱ　いじめの未然防止

○ふれあい（いじめ防止強化）月間（6月・11月）の取組　○児童・生徒の健全育成に関わる調査（6月・11月・2月）

各学校が、いじめ、自殺、暴力行為等の問題行動、不登校等の状況について総点検を行い、現状や取組の効果検証を行います！

＜「子ども見守りシート」の保護者への周知及び活用＞
年度当初に全児童・生徒の保護者に配布して、保護者の願いなども共有し、一人ひとりの支援につなぐ。

＜「学校のいじめ防止等の取組」の改善＞
「いじめ防止等の取組状況」を振り返り、具体的な改善に取り組む。

教職員による振り返り（個人）→ 学校いじめ対策委員会による振り返り（学校）→ 学校のいじめ防止等の取組改善

＜児童・生徒の健全育成に関わる調査の実施＞
・いじめに関するアンケート実施（年3回以上）
・相談できる大人がいるか確かめる調査（年3回）
・気になる児童・生徒の状況把握



＜保護者・地域への啓発資料の作成及び周知＞
学校のいじめ防止等の取組を保護者に周知するとともに、学校の取組等を整理、体系化することで、教職員の理解も深める。

○「いじめ防止に関する授業」の実施

全学級で「いじめに関する授業」を意図的・計画的に
年間を通じて、年間3回以上実施します。

「いじめに関する授業」とは…
①全ての児童・生徒に対して、いじめは絶対に許されない行為であることを指導します。
②児童・生徒が話合いを通じて、いじめについて主体的に考える活動を行います。
③どのような行為がいじめに該当するか、どのような点に気を付けたらよいかを指導します。

＜専門家と連携した授業＞
【弁護士によるいじめ予防授業】



「法教育プログラム」等を活用し、弁護士や人権擁護委員を講師として招いて「いじめ予防授業」を実施しています。

Ⅲ　いじめの早期発見・早期対応

○「いじめ対応のための時間」の活用

週時程に1コマ「いじめ対応のための時間」を確保し、情報共有や
個人面談等、児童・生徒一人ひとりと直接関わる機会を設定します。

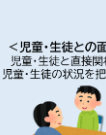
	月	火	水	木	金
1	1	7	12	17	23
2	2	8	13	18	24
3	3	9	14	19	25
4	4	10	15	20	26
5	5	11	16	21	27
6	6	★		22	

＜いじめ対応のための時間＞
週に1回、いじめ対応のための時間として、全校が設定している
※設定する曜日等は、学校ごとに異なります。

＜教員間の情報共有＞
児童・生徒の状況等を共有する



＜児童・生徒との面談＞
児童・生徒と直接関わり、児童・生徒の状況を把握する



＜被害児童・生徒の不安解消＞
心身の苦痛の程度に応じて、安心して学校に通えるよう支援する



Ⅳ　いじめの対応・重大事態

○「学校いじめ対策委員会」の開催（毎週1回）

いじめの防止等の対策が実効的に行われるためには、
「学校いじめ対策委員会」を核として組織的に取組ことが大切です！

＜学校いじめ対策委員会の実施＞
いじめの認知や対応を検討する



八王子市が求めるメンバー
＜必須の構成員＞
校長、副校長、生活指導主任、SCまたはSSW、学年主任
＜メンバーとした上でできるだけ参加＞
養護教諭
＜必要に応じて参加＞
学級担任、専科担任、教務主任
＜オブザーバーとして参加することもある＞
指導主事、弁護士
※参加者の1人を「学校いじめ対策委員会コーディネーター」とします。

＜学校いじめ対策委員会の役割＞
【未然防止】
・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
【早期発見・早期対応】
・いじめの疑いに関する情報収集と記録、情報の共有
・いじめ事案に関する支援体制や指導体制等、対応方針の決定
【各種取組】
・学校いじめ防止基本方針の点検、見直し及び改訂
・年間計画に基づいた校内研修の企画、運営

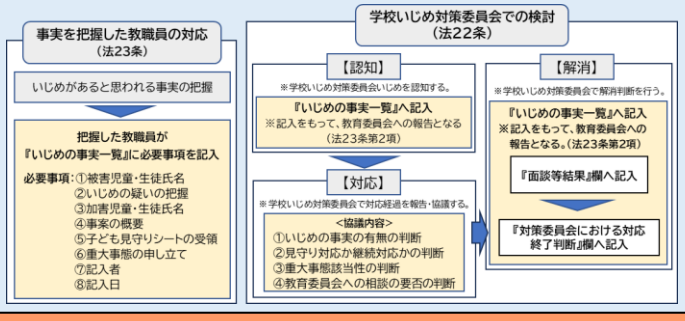
＜校内研修＞



・年間3回実施
・「学校いじめ防止基本方針」の内容を共通理解

○いじめの「認知」「対応」「解消」までの流れ

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、
早期に適切な対応をすることが大切です！



○いじめ問題に関わる本市の取組
https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/kyoiku/003/004/0000/p032450.html